

栃木県最低賃金 総合相談支援センター

アベノミクス効果により大手企業は軒並み『ベア満額回答』となりました。しかし中小企業・小規模事業所は賃上げも難しく、原材料の高騰に人手不足が追い打ちをかけて厳しい状況が続いています。このままにしておけば更に厳しい経営状況になるかもしれません。こうした課題に取り組む中小企業の皆様への支援として、栃木県社会保険労務士会は「栃木県最低賃金総合相談支援センター」を開設しました。

こんな場合にご利用下さい。

- 毎年の最低賃金アップに対応したい
- 給与体系を見直したい
- 会社にあった就業規則を作りたい
- 労働環境を良くしたい
- 経営・労務改善の助成金について知りたい
- その他経営・労務に関すること



ご相談は無料です

社会保険労務士 が

電話、来所、訪問によるご相談をお受けします

栃木県社会保険労務士会 栃木県最低賃金総合相談支援センター

○センター相談会（栃木県社会保険労務士会会館内）

〒320-0851 宇都宮市鶴田町3492-46
TEL 0120-48-5766 FAX 028-647-2007

○出張相談会

県内3カ所にて出張相談会を行っています。

詳しくは裏面またはホームページをご覧ください。

ホームページ <http://www.tochigi-sr.jp/>

